

日本食品化学学会倫理委員会内規

(設置)

第1条 日本食品化学学会倫理規定（以下「倫理規定」という）に基づき、理事会において必要とされた時、日本食品化学学会における研究倫理等について審議するため、理事長は臨時の非常置委員会として日本食品化学学会倫理委員会（以下「委員会」という）を置くことができる。

(審議事項)

第2条 委員会は次の号に掲げる事項を審議する。

- (1) 倫理規定に関すること
- (2) 倫理規定に反する事例・案件として理事会が認めたものにつき、理事長から諮問を受け、その事実関係を調査・聴聞等のうえ審議し、処分内容を審議すること
- (3) その他、委員会が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する

- (1) 副理事長
- (2) 編集委員長
- (3) 副理事長および編集委員長以外の理事4名
- (4) その他次条に規定する委員長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は前条第一号の副理事長をもって充て、委員長は委員会を主宰し、委員を任命し委員会を設置してその議長となる。

- 2 委員会に副委員長を置き、副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は委員長が招集するものとする。

- 2 会議はインターネット上での開催あるいは文章による意見交換による開催等も含む。
- 3 議事は、委員の過半数（委任状を含む）をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議・調査・報告)

第6条 委員長は理事長から諮問された案件を議事として、その事実関係を調査・聴聞等のうえ、すみやかに審議する。

- 2 審議の透明性・公平性の確保のために委員長が必要と認めれば、審議内容につき関係各者の基本的人権を損なわない範囲において、その内容を逐次公開することができる。また委員長が必要と認めれば審議の参考のためにパブリック・コメントを求めることができる。
- 3 倫理規定に反すると決議された場合、その内容を勘案して以下の処分を決定する。その処分内容につき、事実関係と審議内容とともに理事長に報告・答申する。また、その処分の事実につき、対象者の所属長への処分内容を通知すべきかどうかも決定し、理事長に報告・答申する。
 - (1) 除名処分（日本食品化学学会会則第 8 条 3 項に従う）
 - (2) 退会勧告
- 4 理事長はこの報告・答申を理事会に諮る。疑義等が生じれば再度、委員会に諮問する。疑義等がなければ理事長は学会員にこの報告・答申を公表するとともに、この答申に基づいた処分を対象者に通告する。また委員会から、その処分の事実につき、対象者の所属長への処分内容を通知すべきとされた場合には、所属長へ通知する。なお、この公表において関係各者の基本的人権は擁護されなければならない。異議・不服申し立ての期間として 2 週間と定めて通告する。
- 5 当事者から不服申し立てが有る場合には、理事長が指名する理事三名の合議により不服申請を審議するものとする。三理事の審議の結果、再調査が必要と判断した場合には、理事長が再審査を委員会に指示するものとする。

(処分確定と解散)

第 7 条 通告から 2 週間を過ぎても当事者から異議・不服申し立てがない場合、処分は確定される。

- 2 委員長は処分が確定された時点で委員会を解散する。

(内規の変更)

第 8 条 この内規を改正するには理事会の承認を得なければならない。

この内規は平成 25 年 8 月 29 日から施行する。